



系田町こども計画

<概要版>



令和7年3月

1. 計画策定の背景及び趣旨

①計画策定の背景

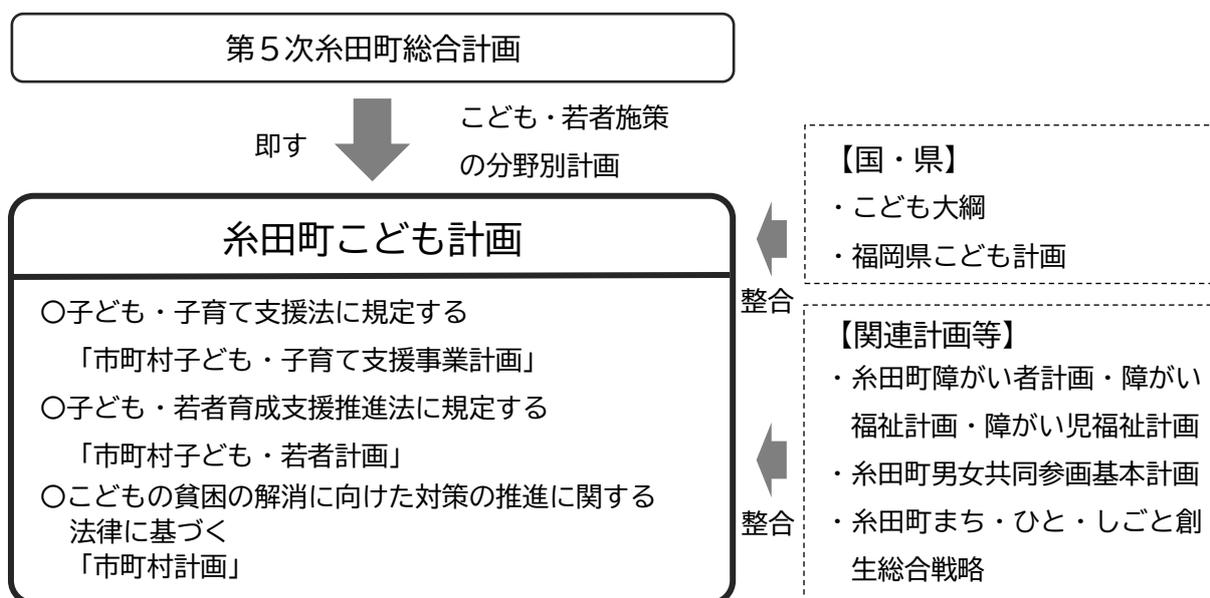
令和5年4月1日、こども家庭庁が発足、「こども基本法」が施行されました。

こども基本法第10条第2項において、「市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められている時は、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。」とされ、糸田町においても「こども計画」を策定することになりました。

②計画の位置づけ

本計画は、国のこども大綱や、福岡県こども計画に即すとともに、上位計画である第5次糸田町総合計画をはじめ、関連する計画との整合性を図ることで、本町における「こどもまんなか社会」の実現に向けた計画となります。

■計画の位置づけ



③計画の対象

町内のすべてのこども・若者とその家族、地域、住民、事業者などを対象とします。

④計画の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を計画期間とします。

※計画の進捗状況や社会環境に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直します。

⑤策定体制

本計画の策定にあたっては、町内でこどもに関する支援を行う事業者や団体の代表者などで構成する「糸田町こども・子育て会議」を設置し、こども基本法第10条第2項及び第5項に規定する事項の審議を行いました。

また、関係者ヒアリングを実施し、こども施策に対する意見聴取を行いました。

2. こども・若者支援の主要な課題

上位計画や各種統計資料、各種アンケート調査結果、ヒアリング結果などを踏まえて、本町におけるこども・若者支援の主要な課題を次のように整理しました。

○こどもの権利を尊重し、自分らしく育つ環境を整える

- こどもの権利保障の実現に向けて、こどもの権利に関する理解の促進、こどもの意見表明や参加の促進、こどもの居場所や活動の場の確保・充実を図る必要があります。
- 重大な権利侵害である児童虐待やいじめの未然防止を図るとともに、権利侵害が起こった後の支援体制の構築を図っていく必要があります。

○安心してこどもを育てられる環境を整える

- 誰もが安心してこどもを育てられるように、保健や医療、福祉、教育などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かして個々の発達段階に応じた切れ目のないきめ細やかな支援が求められます。
- こどもやその家族が抱える悩み・困難に対して適切に対応するために総合的相談や支援に取り組む必要があります。

○すべてのこどもが必要な教育・保育サービスを受けられる環境を整える

- すべてのこどもが必要な教育・保育サービスをうけられるように、就労形態に応じた多様な教育・保育の提供を行うことが求められています。
- 学力の向上及び生きる力を育む教育を推進するとともに、乳児期からこどもが様々な活動を体験できる環境づくりを進める必要があります。
- 貧困も含め、不登校、ひきこもり、いじめ、虐待、発達障害など様々な背景を抱えたこども・若者やその家族に対して、学校や地域、関係機関・団体と連携し、それぞれの状況に応じた支援を展開することが求められています。

○若者の健全育成及び家庭構築を支援する

- 若者が希望をかなえ、安心して家庭を築けるように、個々の状況に応じて支援を行うことで、日常生活での自立、経済的自立、社会的自立を促進する必要があります。
- 結婚を希望する若者に対して支援を行うことで、町内への定住につなげる必要があります。

○地域全体でこども・若者の成長を支援する

- こども・若者の成長を地域全体で支えていくために、様々なかたちで地域と連携し、犯罪や交通事故、自殺を予防するための取組を推進することが求められています。
- こども・若者の成長を支える関係機関・団体などのネットワークの強化を図るとともに、仕事と子育てが両立する環境づくりを促進する必要があります。

3. こども・若者支援の基本的な考え方

①基本理念

こどもたちがたくさんの人に愛され、伸びやかに心豊かに育つ糸田町を目指して

ひろげよう共育での輪

糸田町のこどもや子育て当事者等の意見を反映し、地域が抱える課題に向き合い
「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

心身の状況、置かれている環境等に関わらず、等しくその権利の擁護が図られ、
身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で
生活を送ることができる社会、こども一人ひとりが地域みんなに支えられ、
伸びやかに心豊かに成長できるための支援を進めます。

また、すべてのこども・若者が自らの居場所を得て成長し社会的自立を果たし、
こども・若者の今とこれからの最善の利益の実現を目指します。

糸田町は、コンパクトな町だからこそ、地域みんなで、
こども・若者の成長を近くで見守ることができます。

こどもやその家庭が抱える悩み・困難に対して適切に対応するために、
保健や医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、
切れ目のないきめ細やかな支援を行います。

また、子育て世帯が孤立しないように保護者と共に子育てをしていきます。

すべてのこどもたちがたくさんの人に愛され、伸びやかに心豊かに育つように、
みんなで育てていく輪「共育での輪」を、本計画を通して広げていきます。



②基本目標

基本理念を踏まえ、本計画の計画期間中に実現を目指す5つの基本目標を次のとおりとします。

基本目標1 こどもの権利を尊重し、自分らしく育つ環境を整える

こどもの権利保障の実現に向けて、こどもの権利に関する理解の促進、こどもの意見表明や参加の促進、こどもの居場所や活動の場の確保・充実に取り組みます。また、重大な権利侵害である児童虐待やいじめの未然防止を図るとともに、権利侵害が起こった後の支援体制の構築を図ります。

基本目標2 安心してこどもを産み育てられる環境を整える

誰もが安心してこどもを産み育てられるように、保健や医療、福祉、教育などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かして個々の発達段階に応じた切れ目のないきめ細やかな支援を行います。また、こどもやその家族が抱える悩み・困難に対して適切に対応するために総合的相談や支援に取り組みます。

基本目標3 すべてのこどもが必要な教育・保育サービスを受けられる環境を整える

すべてのこどもが必要な教育・保育サービスを受けられるように、就労形態に応じた多様な教育・保育の提供を行います。また、学力の向上及び生きる力を育む教育を推進するとともに、乳児期からこどもが様々な活動を体験できる環境づくりを進めます。貧困も含め、不登校、ひきこもり、いじめ、虐待、発達障害など様々な背景を抱えたこども・若者やその家族に対して、学校や地域、関係機関・団体と連携し、それぞれの状況に応じた支援を展開します。

基本目標4 こども・若者の健全育成及び家庭構築を支援する

若者が希望をかなえ、安心して家庭を築けるように、個々の状況に応じて支援を行うことで、日常生活での自立、経済的自立、社会的自立を促進します。また、結婚を希望する若者に対して支援を行うことで、町内への定住につなげます。

基本目標5 地域全体でこども・若者の成長を支援する

こども・若者の成長を地域全体で支えていくために、地域の様々な主体と連携し、犯罪や交通事故、自殺を予防するための取組を推進します。また、こども・若者の成長を支える関係機関・団体などのネットワークの強化を図るとともに、仕事と子育てが両立する環境づくりを促進します。

③施策の体系

基本目標ごとに施策を定め、基本目標の実現に向けた取組を推進します。

基本理念	基本目標	施策の方向性
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> こどもたちがたくさんの人に愛され、伸びやかに心豊かに育つ糸田町を目指して ひろげよう共育の輪 </p>	<p>1 こどもの権利を尊重し、自分らしく育つ環境を整える</p>	<p>(1) こどもの権利に関する理解促進</p> <p>(2) こどもの意見表明・参加の促進</p> <p>(3) こどもの居場所・活動の充実</p>
	<p>2 安心してこどもを産み育てられる環境を整える</p>	<p>(1) 妊娠から出産・育児に至るまでの切れ目ない支援</p> <p>(2) 子育ての不安や負担の軽減</p>
	<p>3 すべてのこどもが必要な教育・保育サービスを受けられる環境を整える</p>	<p>(1) 乳幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実</p> <p>(2) こどもの主体性を育む教育環境の整備</p> <p>(3) 状況に応じた適切な支援</p>
	<p>4 こども・若者の健全育成及び家庭構築を支援する</p>	<p>(1) こども・若者の健全育成</p> <p>(2) 若者やその家族への相談体制の構築</p>
	<p>5 地域全体でこども・若者の成長を支援する</p>	<p>(1) こども・若者の安全の確保</p> <p>(2) ワークライフバランスの取組推進</p>

4. 事業計画

①教育・保育提供区域の設定

本町は、地理的に一体性があり、教育・保育の利用者は、町全域から最も適正な教育・保育施設を選択しており、この傾向は今後も変わらないと考えられます。このため、教育・保育提供区域は町全域を1区域に設定します。また、地域子ども・子育て支援事業も町全域を対象として事業を実施していることから、今後も町全域を1区域に設定します。

②教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、第19条、第20条に基づき、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。市町村は、保護者の申請を受けて、政令で定められた基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

また、子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。このため、ニーズ調査及び実績等をもとに、糸田町に居住するこどもの保育所や認定こども園等の利用状況や利用希望を踏まえて、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」及び「量の見込み」に対応する「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しました。

③地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策

ニーズ調査及び実績等をもとに、糸田町に居住するこどもの地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を踏まえて、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び「量の見込み」に対応する「地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び確保方策」を設定しました。

各事業の量の見込み及び提供体制の確保方策の詳細は、本編をご覧ください。



5. 計画の推進体制

①計画の推進に向けた役割

県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

②計画の推進に向けた3つの連携

○町内における関係者の連携

特に、教育・保育施設である幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じて保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策の推進に向けては、関係各課はもとより、町内の関係機関や地域、家庭などとの連携が不可欠です。支援を必要とする子ども・若者及びその家族に適切な支援を届けるため、定期的に情報共有を行うとともに、支援体制の整備・充実を図ります。

○近隣市町村との連携

住民が希望するサービスを利用できるよう、引き続き、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制を整えます。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携を図ります。

○国・県との連携、関係各課間の連携

子ども・子育て支援制度では、認定子ども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付及び幼保連携型認定子ども園の認可及び指導監督が一本化されたため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

③計画の達成状況の点検・評価

本町では、子育て支援課が中心となって、進捗状況を把握・点検し、「糸田町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。